

盛岡広域振興局長告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年5月2日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200600	株式会社ケナフ	ケナフヘルパーステーション	紫波郡矢巾町南矢幅第6地割606番地	令和7年4月30日